

様式第2号（第3条関係）

処 分 基 準 整 理 票

処 分 名	屋外広告業者に対する登録の取消し等		
根 拠 法 令 名	滋賀県屋外広告物条例（昭和49年 滋賀県条例第51号）	条 項	第26条の2第1項
基 準 法 令 名		条 項	
所 管 部 署	土木交通部都市計画課		
処 分 基 準	文書の名称	屋外広告業者に対する登録の取消し等に係る取扱要綱	
	掲載図書等		
	内 容	<input type="checkbox"/> 全内容記載 <input checked="" type="checkbox"/> 一部・項目のみ記載	
	別紙「屋外広告業者に対する登録の取消し等に係る取扱要綱」のとおり		
策 定 年 月 日	平成31年4月1日	最終改正年月日	年 月 日

(裏)

処 分 基 準	
根 拠 条 文 等	<p>滋賀県屋外広告物条例 第26条の2 知事は、屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、または6月以内の期間を定めてその営業の全部もしくは一部の停止を命ずることができる。</p> <p>(1) 不正の手段により屋外広告業者の登録を受けたとき。</p> <p>(2) 第23条の4第1項第2号または第4号から第7号までのいずれかに該当することとなつたとき。</p> <p>(3) 第23条の5第1項の規定による届出をせず、または虚偽の届出をしたとき。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、この条例もしくは法に基づく他の地方公共団体の条例またはこれに基づく処分に違反したとき。</p> <p>2 省略</p>
関 連 行 政 指 導 事 項	

- 注1 基準法令名の欄には、根拠法令以外に処分の要件、基準等を定めた法令がある場合に、その名称を記入すること。
- 2 文書の名称の欄には、処分基準の内容が定められている文書等（法令を除く。）の名称を記載すること。
- 3 処分基準の内容すべてを内容の欄に記載することができないときは、当該処分基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。
- 4 根拠条文等の欄には、根拠法令および基準法令の関係条項の規定を記載すること。
- 5 関連行政指導事項の欄には、違反者に対する法令の規定に基づかない是正指導等、相手方に対して共通して指導すべき事項があれば、その内容を記載すること。